

(別紙 1 - 8)

## 第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県ずわいがに漁業

### 1 当該知事管理区分を構成する事項

#### (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにをとる水域

#### (2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

#### (3) 漁獲可能期間

周年

### 2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

#### (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

#### (2) 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

## 第 4 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 8 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。